

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会会員規程

平成18年7月19日

規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に基づく会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本会の会員は、笠間市に在住する者及び笠間市に事業所を有する団体等で、定款第1条の目的に賛同し入会した者をいう。

2 会員の区分は次の各号とする。

- (1) 一般会員は年額 1,000円以上
- (2) 特別会員は年額 3,000円以上
- (3) 法人会員は年額 3,000円以上

(会費の納入)

第3条 会費は、前条第2項各号に定める額とし、年度内に納入するものとする。

なお、7月1日から7月31日までを強化月間とする。

(退会)

第4条 会員は次の場合は、退会するものとする。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 会員の資格を失ったとき
- (3) 会員が死亡したとき、又は解散合併により団体が消滅したとき

2 会員が年度途中で退会した場合は、一旦納入された会費は返却しないものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項及び第3条の規定については、平成19年4月1日に施行し、平成18年7月19日から平成19年3月31日までの間は、合併前のそれぞれの社会福祉協議会会員規程によるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。